

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際経済に関する取組に必要な経費				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑧
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	14,495,722	476,959	1,687,887	382,948	798,559
		<0>	<0>	<0>	<26,899,150>	<0>
	補正予算	▲ 2,279,400	123,888	346,994		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	2,704,174	0	7,290,801		
		<0>	<0>	<0>		
	計	14,920,496	600,847	9,325,682		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	13,969,494	433,904	4,929,368			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際経済に関する取組に必要な経費					番号	⑧	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において● となっているもの	●	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	382,948	566,060		
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計						382,948 <>の内数	566,060 <>の内数		
対応表において◆ となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○ となっているもの	○	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費	< 26,505,082 >	< >		
	○	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	< 394,068 >	232,499		
	○	3					< >	< >		
	○	4					< >	< >		
	小計						26,899,150 <26,899,150>の内数	232,499 <>の内数		
対応表において◇ となっているもの	◇	1					< >	< >		
	◇	2					< >	< >		
	◇	3					< >	< >		
	◇	4					< >	< >		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						27,282,098 <26,899,150>の内数	798,559 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際経済に関する取組に必要な経費			番号	⑧	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px 100px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>								
合計								

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1 - II - 2）

施策名（※）	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。					
目標設定の考え方・根拠	25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。 30年6月に策定された「未来投資戦略 2018」においても、上記目標に基づき、経済連携協定交渉について、TPP11協定の参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携協定交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられており、30年度に発効に至った TPP11 協定及び日 EU・EPA の着実な実施、TPP11 の拡大、その他の経済連携協定交渉を引き続き推進することが重要である。 また、「未来投資戦略 2018」において、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベント開催等を通じ、2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致を実現するとの目標が掲げられた。誘致が実現したことを踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	14,496	477	1,688	27,282
		補正予算 (b)	△2,279	124	347	
		繰越し等 (c)	2,704	0	7,291	
		合計 (a+b+c)	14,920	601	9,326	
執行額 (百万円)	13,969	434	4,929			
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施 予定時期	令和3年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 197 回国会所信表明演説（平成 30 年 10 月 24 日）
四 外交・安全保障（新たな時代のルールづくり）
- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
五 戦後日本外交の総決算（公正な経済ルールづくり）
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（--年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。
世界貿易機関（WTO）紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁について、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

30 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTO での電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度（注 1）や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）（注 2）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
（注 1）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO 協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
（注 2）地域貿易協定審査：WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定が WTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

- 1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 非公式閣僚会合（5 月及び 31 年 1 月）の機会等、WTO 改革の議論に積極的に取り組んだ。WTO の機能改善に向け、我が国は、カナダ主催 WTO 改革関連プロセス（10 月にカナダの発案により会合を開始した 13 の WTO 加盟国による取組）において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに、11 月には、一般理事会にて、日米 EU 等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また、ルール交渉分野においても、例えば、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、共同議長国として 30 年度は 9 回の有志国会合を実施したほか、31 年 1 月にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し、76 の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）までに一定の進展が得られるよう、日本、豪州及びシンガポールが議論を主導した。29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された後、MSMEs の直面する課題（市場アクセス、輸送コスト、管理運営、流通能力、貿易金融アクセス等）を特定するため、30 年 3 月に作成されたロードマップに基づき、31 年 2 月には非公式作業部会が開催され、各テーマ毎に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており、その結果が MC12 に報告される見込みである。
また、EGA 及び TiSA については、28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索し

ている。

- 2 協定の履行監視に関し、30年度は、15か国のTPR会合及び4回のCRTA審査に参加した。特に、TPR会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。
- 3 WTO紛争解決に関し、30年度、日本は（1）ブラジル—税制恩典措置について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り、現在勧告の履行状況を確認中。また、（2）インド—鉄鋼セーフガード措置等及び（3）韓国—日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置において、いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。29年度にパネル審査を終えた（4）韓国—日本産水産物等の輸入規制措置を含め、上記（2）～（4）はいずれも上級委員会手続中である。さらに、新たに（5）韓国—日本産ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び（6）韓国—造船業に対する支援措置につき紛争処理手続を開始した。また、新たに23件の第三国案件に参加を表明した。

また、上級委員会をめぐっては、委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり、31年1月に伊原一般理事会議長の下、本問題について集中的に議論する枠組み（非公式プロセス）が立ち上がっており、我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和2年6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、第11回WTO閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTOでの電子商取引、国内規制、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか、サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても、紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際貿易ルール強化のための貢献やWTO紛争解決制度等の活用についての実績は、多角的貿易体制の維持、強化に向けた我が国の取組の進捗を測る上で有益であるため。

1及び2については、我が国は、これまでGATT/WTOの多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきたことから、引き続きこの体制を維持・強化すべく、物品やサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現し、WTOが適切に機能しているか監視することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。

3については、国際経済紛争処理体制強化（知見の蓄積、司令塔としての機能の確立等）を行い、適切に経済紛争を処理することが、多角的貿易体制の法的安定性・法の支配を進め、ひいては我が国の経済利益を確保するために必要である。

測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

30年度目標

- 1 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、11か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（TPP11協定）の国内手続きを完了する。TPPから離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPPの新規加盟については、まずはTPP11協定を早期に発効させた上で、関心国との協議を行っていく。
- 2 日EU・EPAについて、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等EU側と

の調整を進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。

- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、29年11月のRCEP首脳会議においてRCEP交渉の妥結に向けて30年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、30年3月の中間閣僚会合で市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓FTAなどの多国間の経済連携、日コロンビアEPAや日トルコEPAなど、小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11協定については、日本はメキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な6か国の締約国が出揃い、12月30日に発効した。31年1月19日には、我が国が議長国となり、日本で閣僚級による第1回TPP委員会を開催し、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また、TPPから離脱を表明した米国については、9月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが、同時に、TPPの経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。
- 2 日EU・EPAについては、30年7月の第25回日EU定期首脳協議の際に署名を行い、12月、日本側では国会承認を、EU側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て、31年2月に発効に至った。
- 3 RCEPについては、首脳会議を1回（11月）、閣僚会合を5回（7月、8月、10月、11月、31年3月）、交渉会合を4回（4月、7月、10月、31年2月）開催した。交渉開始（25年5月）から11月までに計7つの章（経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章）が妥結し、そのうち5つの章は30年に妥結した。また、11月に開催された第2回RCEP首脳会議においては、「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され、同首脳声明では、30年におけるRCEP交渉の実質的な進展が歓迎され、令和元年に妥結する決意が表明された。
- 4 日中韓FTAについては、交渉会合を1回（12月）開催した。トルコとの間では5回（4月、6月、9月、12月、31年2月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピンEPA、日インドEPA、日スイスEPA、日ペルーEPA、日豪EPA、TPP11、日EU・EPAについて、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を30年度を通じて計92回開催した。

令和元年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、21世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPPが定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に、TPPから離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。
- 2 日EU・EPAを適切に実施し、必要に応じて適切な措置をとり、日EU経済関係を一層進展させる。また、同EPAの活用を促進し、同EPAから最大限の利益を引き出すべく、日系企業に対し、同EPAについて適切な形で説明及び情報の提供を行う。
- 3 RCEPについては、30年11月の第2回RCEP首脳会議において発出された「RCEP交渉に係る共同首脳声明」に、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを令和元年に妥結する決意が表明されたことを踏まえ、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結に向けて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓FTAなどの多国間の経済連携協定、日トルコEPAなどの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大している中、経済連携協定交渉を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、保護主義や反グローバリズムの潮流の中、日本が経済連携協定

交渉を推進することは重要な意味を持つ。

日本が TPP11 及び日 EU・EPA の着実な実施並びに TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携協定交渉に同時並行で取り組むことは、世界経済の成長を促し、世界全体の貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また、発効済 EPA の実効的運用・強化を図ること、特に日 EU・EPA については、発効後、同 EPA を最大限活用することも同様の観点から重要である。

測定指標 1-3 経済連携協定 (EPA) が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①共同研究が終了した数		① : 0	① : 0	① : 0
②交渉会合開催数		② : 25	② : 15	② : 15
③交渉が妥結した数		③ : 1	③ : 0	③ : 1
④署名した数	—	④ : 1	④ : 1	④ : 0
⑤発効した数		⑤ : 1	⑤ : 2	⑤ : 0
⑥委員会等開催回数		⑥ : 35	⑥ : 92	⑥ : 45

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

我が国は、13 年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、現在までに 18 本の EPA を締結・署名している。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、現在交渉中の EPA は、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていること、また、新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

(財務省貿易統計 HP より引用)	実績値	
	29 年度	30 年度
①輸出額	①78.3	①81.5
②輸入額	②75.4	②82.7

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化 (7 年度)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTO ルールの実効的な運用を図る。				1-1
	56 (53)	71 (72)	61 (47)	60	
②経済連携協定 (15 年度)	EPA 締結に向けた交渉会合の開催、発効済 EPA の実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済 EPA の実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	341 (347)	298 (239)	284 (247)	298	

③政府調達に関する説明会 (*)	26年3月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				—
	0.7 (0.6)	0.6 (0.5)	0.6 (0.6)	0.6	080

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）（平成 30 年 6 月 7 日）
第 2 章 具体的施策
- ・未来投資戦略 2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－（平成 30 年 6 月 15 日）
第 2 I [4] 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現
第 2 II [3] 海外の成長市場の取り込み
- ・知的財産推進計画 2018（平成 30 年 6 月 12 日 閣議決定）
2. (2) ③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立、④模倣品・海賊版対策

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（一年度）

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

30 年度目標

- 1 令和 2 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため、30 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経済産業省、ジェトロ、JICA 等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。
- 2 政府は令和 2 年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の 1 兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、30 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を強化し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度につい

て情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。

- 5 英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性に日系企業が対応するのを支援するべく、現地におけるセミナーの実施等適切な施策を講じる。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品の PR を積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、日本企業支援パンフレットを改訂し、新しい支援事例を掲載するとともに、幹部の講演等で広く活用した。さらに、31 年 3 月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題として JICA、ジェトロ、JBIC 等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標 1 を参照）
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（31 年 3 月末時点で 73 か国、191 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（30 年度末現在 17 公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。
安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 27 年に 20 兆円、28 年に 21 兆円となるなど令和 2 年に約 30 兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（29 年以降については集計中（31 年 3 月現在））。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、30 年度は新たに 4 か国・地域（ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーン）、これまでに計 30 か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、30 年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,068 億円、前年度比 12.4%増）に貢献した。
- 4 11 か国 18 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（29 年度は 11 か国 15 公館）。
- 5 英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを 9 月、11 月、31 年 1 月及び 3 月（2 回）と定期的開催し、英・EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU 離脱を巡る現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計 12 回実施し、日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の 1 兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、令和元年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度につい

て情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。

- 5 英国の EU 離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国の EU 離脱期限は令和元年 10 月末（ただし、それまでに英国及び EU が離脱協定を批准する場合には前倒しされる）、離脱協定が発効する場合には離脱後の移行期間の終了は令和 2 年 12 月末（終了時期については最大 2 年間延長可能）となること、少なくとも移行期間終了までは、EU 及び英国で活動する日系企業は、英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性にさらされることとなるため、現地日系企業への情報提供を行い、経済活動を支援することは重要である。

- ・「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）

第 2 I 3. 攻めの農林水産物の展開と輸出力の強化

第 2 IV 海外の成長市場の取り込み

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（令和 2 年度）

28 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、令和 2 年までに、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

30 年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに 6 か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の 19 件の協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制（注）を推進する。

（注）28 年 3 月の第 2 回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

- 1 30 年度は 3 か国（アラブ首長国連邦、ヨルダン及びアルゼンチン）との間で投資協定に署名したほか、16 か国（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）との間で投資協定交渉を継続させた。また、EU（7 月）、パラグアイ（10 月）及びアゼルバイジャン（31 年 2 月）との間で正式交渉を開始するとともに、新たな正式交渉の開始に向け、チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。31 年 3 月末現在、発効済の投資関連協定（注）43 本と署名済・未発効の 5 本を合わせると 76 の国・地域をカバーし、交渉中の 24 本（投資協定 19 本、EPA 5 本）も発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなった。また、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年 5 月 11 日）に基づき、体制面においては、投資政策室のみならず、各地域課が主導する案件を増加させ、外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。

(注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA

2 4月にチェコ、6月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェットロとも連携の上、各在外公館にて実施した。また、5月、外務省を含む関係省庁で構成される第6回対日直接投資推進会議が開催され、政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、外務省からは、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による29年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計650件以上にのぼる旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が3回(①5月、エア・リキード社、中根外務副大臣、②7月、エア・リキード社、岡本外務大臣政務官、③12月、フィリップス社、辻外務大臣政務官)同席し、相談内容へのサポートを行った。なお、31年3月に対日直接投資促進に向けて、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは、提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19件の投資協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)については産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。
- 2 ジェットロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

- 1 投資協定は、海外におけるビジネス環境整備のために重要であるところ、中長期的方針をまとめた「投資環境整備に向けたアクションプラン」の目標達成は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
同アクションプランによれば令和2年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指すこととなっている。これに対し、現在交渉中の24件(投資協定19本、EPA5本)の投資関連協定が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。他方で、過去に締結した協定の中には、状況の変化に合わせ、内容を更新すべき投資規律もあり、実際に見直し協議や新規の経済連携協定の交渉にリソースを割いている。また、現在交渉中の投資協定の件数は19件に上り、これらの協定の早期妥結を目指さなければならない一方、交渉相手国の事情もあり、必ずしも交渉が円滑に進まないおそれもあることを踏まえつつ、目標を設定した。
- 2 投資セミナーの開催を含む投資誘致に係る様々な取組は、施策を推進する上で有益であるため。日本の対内直接投資残高は、対GDP比で5%に満たず、近年徐々に増加傾向にあるものの、29年に40%台となったOECD諸国の平均値と比較すると依然として低い水準にあるため、かかる現状を打開すべく、投資誘致や投資環境の整備が極めて重要であるため。
対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であるため。引き続き、令和2年までに外国企業の対日直接投資残高35兆円に増加させるとの政府目標の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

中期目標(一年度)

- 1 国際社会における知的財産権保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

30年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産権保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (6, 11 月及び 31 年 2 月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (5, 6, 9, 11, 12 月及び 31 年 3 月)、APEC 知的財産専門家会合 (IPEG) (8 月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また、ネパールにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し、相手国政府から前向きな対応を引き出した。
- 3 12 月にドバイ (中東アフリカ地域対象) で、31 年 1 月にバンコク (東南アジア地域対象) で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換を行い、知的財産権被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的実施し、担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産権保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

海外における知的財産権保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要である。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

・知的財産推進計画 2018 (平成 30 年 6 月 12 日 閣議決定)

2. (2) ③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立、④模倣品・海賊版対策

参考指標 1 : 在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値	
	29 年度	30 年度
	60,268	56,492

参考指標 2 : 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値	
	29 年度	30 年度

	236	311
--	-----	-----

参考指標3：対外直接投資総額（百万ドル）		
（ジェットロ・ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資（国際収支ベース、ネット、フロー）」より引用）	実績値	
	29（2017）年	30（2018）年
	168,587	160,298

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 海外の日本企業支援 （＊）	<p>本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。</p> <p>インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。</p> <p>各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。</p> <p>法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。</p> <p>上記の手段によって、インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。</p>				2-1
	106 (87)	66 (62)	64 (56)	66	081
② 知的財産権侵害対策 （18年度）	<p>知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知財担当官会議の開催を行うことにより、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。</p> <p>これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができるため、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。</p>				2-3
	14 (10)	14 (10)	14 (10)	13	082
③ 対日直接投資支援経費 （28年度）	<p>対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。</p> <p>これにより国内投資環境を整備・改善していく。</p>				2-2
	9.8 (6.5)	0 (0)	3.4 (1.6)	2	089
④ 英国のEU離脱に対する対応（日本企業支援） （28年度）	<p>英国のEU離脱に係る日本企業への悪影響を最小限にするため、外部専門家の知見も活用しつつ、在外公館によるきめ細やかな支援を行う体制を整備するとともに、日系企業が多数集積する地域の在外公館においてタイムリーな情報提供・相談等を開催する。</p> <p>これにより日系企業のEU域内（英国を含む）における経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにつながる。</p>				2-1
	100 (98)	4.3 (3.2)	1.5 (11.2)	16	083
⑤ 対外投資の戦略的な	<p>投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人</p>				2-2

支援 (20年度)	脈形成への協力等の支援を実施する。 投資協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。				
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 経済安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定)
第 2 章 7. (2) ① 資源・エネルギー
- ・未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定)
第 2 I. [2] 1. エネルギー・環境
- ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定, 閣議決定)
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)
再生可能エネルギーの利活用を含めた資源外交

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標 (一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

30 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関 (IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、30 年 4 月にニューデリー (インド) において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。
 - (3) エネルギー憲章条約 (ECT) については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
 - (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特に G20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバー(注)として積極的に貢献する。
(注)「G20 作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、28 年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き 30 年度も実施する。ここでの成果を、30 年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。
- 3 河野外務大臣が 30 年 1 月の IRENA 第 8 回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。ま

た、28年4月に安倍総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
 - (1) IEAにおいては、30年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に31年1月からは、大江経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使が日本人として24年ぶりに理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導している。また、IEAとの間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、10月にファティ・ピロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本とIEAとの一層の関係強化を確認した。ピロル事務局長は、4月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。
 - (2) IEFにおいては、4月にニューデリー(インド)で第16回閣僚級会合が開催され、中根外務副大臣が出席し、エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に、中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い、スン事務局長からは日本のIEFへの積極的な貢献に謝意が表された。
 - (3) ECTにおいては、事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに、二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果、12月にヨルダンが、31年1月にはイエメンが中東諸国として初めてECTに加入し、さらには中国がECT加入に必要な3つの報告書の作成を全て終え、他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど、投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。
 - (4) IRENAについては、31年1月にアブダビ(アラブ首長国連邦)で行われた第9回総会に、辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し、世界における再生可能エネルギーの一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また、同総会において、再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を説明し、再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお、同総会では、日本はIRENA設立以来5期連続で理事国に選出された。IRENAとの間では、アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計5回実施(河野外務大臣：4月及び31年3月、岡本外務大臣政務官：9月、辻外務大臣政務官：31年1月及び3月)するなど緊密に意見交換を行い、日・IRENA関係の一層の強化に向けた議論を行った。第2位の分担金拠出国として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心としたIRENAの活動を引き続き支援した。
 - (5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G20プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。
- 2 31年1月の中東地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び31年2月の在外公館戦略会議では、外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有、外務本省からの基本政策の紹介、各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い、国内外のエネルギー情勢を分析して、日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については、議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し、エネルギー業界紙でも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。
- 3 (1) 外務省閣僚級招へい事業により、4月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き、「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問、国際セミナーでの講演、日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から、世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに、日本の先進的な技術や取組についてIRENA関係者の理解を深めた。
 - (2) 日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため、関係

省庁・自治体・企業等の協力を得て、在京外交団を対象とした視察事業として、11月に福島県の再生可能エネルギー関連施設、31年3月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し、延べ22か国から延べ23名の参加を得た。

(3) 7月に都内にて「国際シンポジウム：エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し、エネルギー分野における国内外の有識者、企業関係者、政府関係者、研究者、在京大使館及び報道関係者等約200名の参加を得た。同シンポジウムでは、最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき、テーマに沿って活発な議論が行われた。

(4) 日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため、日本は10月に太陽に関する国際的な同盟（ISA）（注）に新たに加盟した。

（注）国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に、27年にインド政府がフランス政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。

(5) 11月にブカレスト（ルーマニア）で開催されたエネルギー憲章会議第29回会合に出席した兒玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行うなど、エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

1 IEA, IEF, ECT, IRENA 等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

(1) IEAについては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、12月に開催される第27回閣僚理事会を見据え、IEAが掲げる3つの「現代化」（①アジアの新興国を始めとする非IEAメンバー国との関係強化、②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化、③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化）を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。

(2) IEFは、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、国際エネルギー情勢の変化に応じたIEFの役割を踏まえつつ、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、令和2年に北京（中国）において開催される第17回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。

(3) ECTについては、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

(4) IRENAについては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。また、31年4月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ、日・IRENA関係の維持・強化を図る。

(5) G7, G20, APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。

3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保、世界全体としての資源安全保障の強化のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

30年度目標

- 1 国連食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。
特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、30 年度中に開催予定の第 3 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。
また G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。
- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、31 年 1 月に第 3 回日・FAO 年次戦略協議をローマで開催し、FAO 側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）、リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関係者、日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には、30 年度補正予算や無償資金協力を含めた FAO への財政貢献が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、日本企業と FAO の連携促進等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させること、日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ、今後 1 年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致をみた。さらに、飢餓の撲滅を含む SDGs の達成に向け、開発のためのビジネスモデルとしての農業投資、食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム、人道と開発と平和の連携等の分野において共に取り組んでいくことを確認した。加えて、令和元年日本において開催する G 20 及び第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD 7) や、令和 2 年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。

また、日本国内における FAO の認知度を向上させるとともに、FAO における日本人職員の増強を図るため、学生、研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し、延べ約 300 名の参加を得た。具体的には、8 月（於：東京）、10 月（於：京都）及び 11 月（於：東京）に、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、少人数でのキャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また、31 年 3 月には、より幅広い層を対象に、日本担当 FAO 親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席を得て、「SDGs 達成に向けた FAO の貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し、約 120 名の参加を得た。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し、例えば、6 月の理事会では、赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され（任期は 7 月から令和元年 6 月まで）、続く 12 月の理事会では、一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも、責任を持って議論の進展に貢献した。ICO についても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G 20 において、食料安全保障は 30 年 G 20 アルゼンチン議長国下での 3 つの重点テーマの一つであり、7 月に開催された G 20 農業大臣会合では、「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に、世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ、日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは、G 20 プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり、外務省としても農林水産省と緊密に連携した。

G 7 においては、30 年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で、27 年に定められた「2030 年までに 5 億人を飢餓・栄養不良から救出する」との G 7 全体としての目標（エルマウ・コミットメント）の達成に向けた G 7 各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また、カナダ議長国下では、G 7 食料安全保障作業部会 (FSWG) 会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ、我が国も同分野との関連で強靱性の高い共同体の構築に関する発表を行い、積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では、アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄養に焦点を当てた議

論が行われており、令和元年に TICAD 7、令和 2 年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和元年度目標

- 1 FAO、IGC、ICO 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、令和元年度中に開催予定の第 4 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員を増強等を中心に取り組む。

また G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。

- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連専門機関である FAO や、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている IGC 等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

測定指標 3－3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（一年度）

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理及び我が国権益の確保を図る。また、海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し、我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を促進する。

30 年度目標

- 1 各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会（IWC）加盟国の理解を求める。また、IWC 以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWC における鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定を 29 年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会（NPFC）ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の 30 年の年次会合では、29 年の年次会合に引き続き、大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し (未配分枠の配分、漁期の緩和等) が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の年次会合においては、我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ、漁獲枠の 5% を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。
- 2 捕鯨政策については、二国間及び多国間会合 (6 月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や 7 月の東カリブ漁業大臣会合等) の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC 加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、サントメ・プリンシペやリベリアが、新たに我が国と同じ立場で IWC に加盟した。また、長年にわたり機能不全に陥っていた IWC を改革すべく、7 月、我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるよう IWC 改革案を提出した。同改革案は 9 月の IWC 総会において議論されたが、最終的に投票に付され否決された。この結果、IWC では、国際捕鯨取締条約 (ICRW) に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり、12 月、我が国は ICRW から脱退することを決定し、寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も、ICRW 脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な機会に関係国に丁寧に説明し、理解を求めている。また、IWC 総会の開催国であり、反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等、日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し、長期的な視点から、我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。
- 3 ニホンウナギについては、ニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と協議を実施し (6 月)、26 年 9 月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や、それ以降、各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに、協議結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。
- 4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、地域漁業管理機関 (RFMO) での IUU 漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に、7 月の北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第 4 回年次会合において、我が国から主体的に IUU 漁船リストの追加提案を行った。

NPFC におけるサンマの保存管理措置については、7 月の年次会合において、サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等、我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに、令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど、令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。

また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、10 月に、日本、北極海沿岸 5 か国 (米、露、加、ノルウェー及びデンマーク)、中国、アイスランド、韓国、EU との間で署名を行い、引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

- 1 マグロ関連のものを含め、各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては太平洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会 (NPFC) においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 7 月に予定している商業捕鯨の再開に向け、二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、我が国の今後の捕鯨政策について、捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧に説明し理解を求め、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また、引き続き鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関 (RFMO) での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。また、南インド洋漁業協定 (SIOFA) における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し、引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、引き続き締結のための国内手続を進め、本協定の早期発効に向け貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場における国際的協力への貢献の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。なお、IWCについては、脱退後も、関連会合を含めオブザーバーとして参加をし、鯨類資源の国際的な資源管理に協力していく。

測定指標 3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	50	60	60

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関や多国間の枠組み等を通じた資源産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化、並びに我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等とともに、所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への出席実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでの実績及び今後の外交日程から、令和元年度に必要となる資源・エネルギー分野における主要な国際会議等への出席件数を検討したところ、60 件を目標にすることにした。

測定指標 3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

(注) 30 年度から、捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	中期目標値	30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	24	28	24

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合を始め、様々な国際会議等への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用にとって大きな影響力を持ち、また、我が国の権益にも関わる重要な漁業関連の国際会議等が、おおむね目標値程度の件数見込まれるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
① 資源問題 への対応 (21 年度)	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から15か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。				3-1 3-4
	5 (6.3)	4 (4.9)	4 (4.7)	4	085

<p>② 国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)</p>	<p>国際連合食糧農業機関 (FAO), 国際穀物理事会 (IGC), 国際コーヒー機関 (ICO) 等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。</p>	<p>3-2 —</p>
<p>③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)</p>	<p>地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。</p>	<p>3-3 3-5 —</p>
<p>④ 鯨類の持続可能な利用に関するセミナー (16年度)</p>	<p>世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが強まる中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間の意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。</p>	<p>3-3 3-5 086</p>
<p>⑤ アジア・エネルギー安全保障セミナー (13年度)</p>	<p>アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。</p>	<p>3-1 088</p>
<p>⑥ 捕鯨問題に係る委託調査 (30年度までは、「シー・シェパード対策に係る委託調査」) (26年度)</p>	<p>IWCからの脱退にともない、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、商業捕鯨の円滑な実施を図る。</p>	<p>3-3 087</p>
<p>⑦ 在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察 (29年度)</p>	<p>安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて、在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信するとともに、他国でのこれらの技術の活用を促進する。 これにより、ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし、また我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。</p>	<p>3-1 091</p>
<p>⑧ 捕鯨問題に関する理解促進のた</p>	<p>海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求め、捕鯨支持国だけでなく、反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働き</p>	<p>3-3 3-5</p>

めの事業 (29年度)	かけを強化し、同時に民間レベルでのセミナーを開催する。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。				092
	—	3.4 (1.3)	3.8 (5)	3.9	
⑨アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議 (28年度)	アジア太平洋地域におけるIUU漁業対策推進のため、情報共有システムの構築（現地漁業の状況、IUU漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置、VMSシステム等）に知見を有する我が国専門家を関係国や国際会議に派遣する。 これによりアジア太平洋地域におけるIUU漁業対策に寄与する。				3-3 3-5
	2 (0)	1.7 (0.2)	1.4 (1.2)	1.5	090
⑩日・FAO年次戦略協議及び日・FAO関係強化に要する経費 (30年度)	日・FAO年次戦略協議、FAOの取組に関する日本国内向けの広報事業、FAO幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO間の連携強化及び国民の食料安全保障に対する理解を一層促進させる。 これにより、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国への食料安全供給の確保・促進に寄与する。				3-2
	—	—	2.6 (1.4)	2.3	093
⑪紛争解決に関する関係者との協議 (令和元年度)	捕鯨に関する見解の相違を踏まえ、国内外において専門家や有識者に助言を求めるほか、各種関係会合に出席させる。これにより、紛争解決の必要が生じた場合等に備え、対策のための万全の体制を構築し、入念な準備を行う。 上記を通じ、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。				3-3
	—	—	—	79.6	新 31-008
⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費 (令和元年度)	FAO等の関連国際機関やG20、APEC等の枠組みで国内で行事を開催する機会に、飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催する。 我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており、また国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ、こうした取組や知見等を国際発信することにより、SDGsの目標2（飢餓撲滅）の達成に寄与する。				3-2
	—	—	—	2	新 31-009

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日）
第2 II. [3] (3) iii) ④2025年国際博覧会の誘致
- ・ 第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

30年度目標

- 1 G7シャルボワ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20ブエノスアイレス・サミット（G20外相会合を含む）においては、成長戦略の策定等の日本の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。
- 3 日本が令和元年のG20サミットの議長国となることを踏まえ、30年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月8日及び9日、カナダにおいてG7シャルボワ・サミットが開催された。サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し、これらの議論を踏まえ、G7シャルボワ首脳コミュニケが発出された。安倍総理大臣は、国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由、民主主義、人権、法の支配といったG7が共有する普遍的価値に他ならず、国際社会の牽引役としてG7がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えるとともに、イノベーションと雇用、貿易、北朝鮮、ジェンダーなどに関する議論を主導した。また、4月22日及び23日、トロント（カナダ）においてG7外相会合が開催され、北朝鮮情勢、中東情勢、海洋安全保障、テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき、胸襟を開いた意見交換を行い、G7外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのG7の連帯を確認し、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。
- 2 11月30日及び12月1日、アルゼンチンにおいて、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサス

の構築」という主要テーマの下、G20 ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で、いかにG20 の結束を維持し、経済成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート（G20 メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション）及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論を牽引するとともに、G20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は、ブエノスアイレス・サミット終了後からG20 議長国を務めることから、閉会セッションにおいて、安倍総理大臣から令和元年6月のG20 大阪サミットを見据えた、優先課題の打ち出し、次期議長国としての意気込みを発信し、各国首脳から賛同を得た。

- 3 令和元年6月28日及び29日のG20 大阪サミット開催に向け、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく、食事、広報展示、各種行事等について、各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 G7ピアリッツ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20 大阪サミットにおいては、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

G7（G7外相会合を含む）及びG20 サミット等の成功裏の実施、及びサミットの成果文書における我が国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行動・発言を行っていくことが、日本にとって好ましい国際経済秩序の形成において重要である。

測定指標の目標を追求することによって、G7という基本的価値観を共有する主要先進国の首脳から、日本の施策及び立場がどの程度理解されているかを測ることができ、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、G20 サミットはメンバーの多様性ゆえにG7に比べて合意形成が容易でない面があるものの、「国際経済協調の第一のフォーラム」である同サミットにおいて、初めて議長国を務める立場から世界経済の成長等への貢献に向け議論をまとめることは、重要であるため。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

30年度目標

- 1 30年度 OECD 閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保（多角的貿易体制の維持・強化、過剰生産能力問題等）等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。SEARP 前共同議長、また、30年3月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして、新議長国（韓国及びタイ）をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。また、SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を29年末の50から55以上に増加させる。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員（専門

職以上)の割合について、直近過去5年間の最高水準(4.62%)を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD 閣僚理事会(5月、外務省からは岡本外務大臣政務官が出席)において、日本から、保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性、質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し、同理事会の成果文書として、日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。
- 2 31年3月にパリで開催された SEARP 地域フォーラムにおいては、同フォーラムの重要性に鑑み、外務省から政務レベル(山田外務大臣政務官)が参加し、東南アジアの連結性に関し、OECDによる、質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。
東南アジアの国々に対しては、OECD が関与を強化する中、日本としても SEARP を通じた支援を行っているが、東南アジアが加入する OECD 法的文書は、30年末時点で50である。
- 3 日本人職員の増強については、目標値(4.62%)には至らなかった(30年度は4.34%)ものの、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会に OECD 側に協力を要請する(例:山田外務大臣政務官とグリア OECD 事務総長との会談(31年3月))とともに、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について、OECD 側と調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年日本が議長国を務める G20 プロセスも踏まえつつ、令和元年 OECD 閣僚理事会(「デジタル化」が主たるテーマ)において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員(専門職員以上)の割合の到達目標を、4.62%(直近過去5年間の最高値)として、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組を改訂するなどの取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標 4-3 APEC における諸活動への貢献

中期目標(一年度)

ボゴール目標(令和2(2020)年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する)を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

30年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項(質の高いインフラ等)や我が国にとって好ましいコミットメント(保護主義への対抗等)や提言を APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、30年度は APEC の首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的な FTAAP を追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。
- 3 APEC 議長であるパプアニューギニア(PNG)のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」(資源部門における成長の活用)等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェク

ト) 及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低 1 万 2 千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 PNG・APEC 首脳会議にあたっては、日本としては、APEC が貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し、APEC 全体として成果文書をまとめられるように PNG の取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ、合意が形成されるよう、関係国・地域間の調整に努力したが、APEC エコノミー間で、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず、最終的に議長である PNG の判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTO の機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いインフラに関する取組、構造改革の重要性、女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛り込まれた。
- 2 予定されていた FTAAP の進捗状況の報告については、報告内容につき参加エコノミーによる合意に至らず実施を見送った。他方で、日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現のための能力構築事業として、8 月、PNG において「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を 29 年に引き続き実施した。同ワークショップでは、APEC エコノミーの競争政策当局や FTA/EPA 交渉の関係者間で、将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。
- 3 PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」(資源部門における成長の活用)の一環で 8 月に行われた APEC エコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け、APEC 首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。
- 4 日本プロジェクトは、30 年は 12 件採択(第 1 期: 8 件、第 2 期: 4 件)された。当省は「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また、30 年度の APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は 12,149 枚(31 年 3 月 28 日時点)となった。

令和元年度目標

- 1 令和元年我が国が G20 の議長を務め、APEC におけるインプットが G20 にも良い影響を与えることも踏まえ、引き続き我が国の関心事項(自由貿易、質の高いインフラ、保護主義との闘い等)を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、高いレベルで包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導する。
- 3 APEC 議長であるチリのイニシアティブ發揮に積極的に貢献する。具体的には、チリ提案の「Integration 4.0」(統合 4.0)等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を 1 万 4 千枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の 6 割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。

- 1 連結性強化に向けた質の高いインフラ投資の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、また、反グローバル化の動きも見られる中で、自由貿易を推進する我が国の立場をマルチの国際枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。
- 2 次世代貿易投資課題をも対象とする高いレベルで包括的な FTAAP の将来的な実現は、APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)を始めとする産業界の期待も大きく、我が国にとって極めて重要な課題である。必要な能力構築のための取組を主導することで、国益に資する地域経済統合ルールの形成に努める。
- 3 毎年の APEC 議長のイニシアティブに貢献し続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的發揮のために不可欠であるため。
- 4 引き続き、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、開催する日本プロジェクトの実施件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるため。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和 7 年度）

2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

30 年度目標

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約（BIE 条約）加盟国 170 か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

- 11 月 23 日、パリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本（大阪・関西）、アゼルバイジャン（バクー）、ロシア（エカテリンブルク）が立候補する 2025 年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が開催国に決定された。
- 2025 年国際博覧会の誘致にあたっては、立候補から約 1 年半の厳しい選挙戦に、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、国際会議や二国間会談等の機会等を利用し、首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど、あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

- 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 万博特措法の成立により、大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか、開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和 2 年中に予定される BIE による我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和 7 年の開催に向け、万博特措法の成立による博覧会協会への支援措置の検討、開催成功に向けた構想の具体化や参加招請活動の準備に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行った。

参考指標：APEC における域内貿易依存度

（出典：国際通貨基金（IMF, Direction of Trade Statistics））	実績値（暦年）	
	29 年	30 年
	66.1%	65.6%

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	

<p>① G 7・G 20 における我が 国の積極的な 貢献 (G 7:昭和 50 年度(当時G 6), G 20: 20 年度)</p>	<p>G 7サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G 20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。 これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。</p>	<p>4-1</p>
<p>② OECD におけ る、日本企業が 公平な競争条件 で世界で事業展 開できるような ルール整備及び 経済・社会情勢 に関する分析・提 言への積極的参 画(含む OECD による一層積極 的な非加盟国協 力活動の支援・推 進) (昭和 39 年度)</p>	<p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するために OECD での議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G 7・G 20や OECD における議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>	<p>4-2</p>
<p>③ 東南アジア 地域へのアウト リーチ強化 (28 年度)</p>	<p>我が国と強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で重要であり、そのためには引き続き「東南アジア地域プログラム」を推進していくとともに、特に東南アジアを始めとする非加盟国への OECD スタンドの普及を図ることが求められる。こうした中で、東南アジアからのオピニオンリーダー等との協議・意見交換の場の設定や「東南アジア地域プログラム」の取組に関するセミナーの開催などを実施する。 これらを通して、我が国の考え方を反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。</p>	<p>4-2</p>
<p>④ APEC を通じ た経済関係の 発展 (15 年度)</p>	<p>域内で導入されている APEC ビジネストラベルカードを発行する。 これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易、投資の更なる活性化を図る。 APEC の公式オブザーバーである太平洋経済協力会議(PECC)の日本委員会関連業務を実施する。 これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施する PECC の活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。</p>	<p>4-3 4-3</p>
<p>⑤ 国際経済情 勢調査・分析 (*)</p>	<p>諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。</p>	<p>— 094</p>

⑥金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費 (30年度)	30年12月からG20の議長国として、G20サミットの開催に向けて、サミットの議題や日程、首脳宣言等について、首脳を補佐するシェルパ間で事前に調整を行うための準備会合（シェルパ会合）を始めとする関連会合を開催する。 また、令和元年のG20サミット開催へ向けて、会議場設営、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等、多岐にわたる項目において必要となる企画立案、調達等を実施するほか、我が方政府関係者を始め、各国政府代表団、プレス等多数のサミット関係者が来訪する同サミットにおいて、円滑な会議運営を行うために必要な体制等を強化する。			4-1
	—	—	7,944 (3,981)	24,922 097
⑦2025年万博誘致活動推進経費 (29年度)	各国への影響力を持つ万博誘致特使の海外派遣や、在外公館におけるセミナーやレセプションの実施等を通じて、政官民一体となって誘致活動を継続、強化し、国際博覧会の誘致を実現する。 これにより、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。			4-4
	—	124 (68)	795 (386)	0 084
⑧OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)体制強化経費 (30年度)	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国NCP体制を強化し、積極的にOECDの活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。			4-2
	—	—	0.5 (0.2)	0.9 096
⑨G20 貿易・デジタル経済大臣関係経費 (令和元年度)	G20貿易・デジタル経済大臣会合では、デジタル経済及び貿易とデジタル経済とのインターフェース、現下の国際貿易情勢、市場主導の投資判断を促進する健全なビジネス環境、持続可能・包摂的な成長に貢献する貿易投資促進、WTO改革と二国間・地域貿易協定などを含む貿易及びデジタル経済について議論。 これにより、貿易及びデジタル経済の分野における日本の政策に対する理解と支持の獲得に寄与する。			4-1
	—	—	—	174 新 31-010

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。